

コミュニオン、聖公会誓約、聖公会の将来 ～ 2009年米国聖公会総会についての省察 - アングリカン・コミュニオンの主教、聖職および信徒に向けて -

2009年7月27日(月)

カンタベリー大主教 ローワン・ウィリアムズ

1.

(1) 米国聖公会総会において主教及び代議員がアングリカン・コミュニオン全体に対して真摯な気遣いを示したことは疑われない。諸教会からのゲストに対する惜しみない歓待ぶり、発展途上国の切迫した諸問題への取り組み、議論の分かれる決議における言葉の選び方など、これら全てが、米国聖公会がアングリカン・ファミリーの他の諸教会との関係を断つのを望んでいない事実を明白に示している。最も激しく議論された二つの決議 (DO25 と CO56) は、言葉に注意して読むならば、アングリカン・コミュニオンが要請してきた一時的停止措置を自動的に覆すものでないことが分かる。アングリカン・コミュニオンを構成する他の教会との意見交換を大切にす姿勢が明確に示され、またACC13 (第13回全聖公会中央協議会) が推した「宣教におけるコミュニオンの誓約」の支持が決議されたのである。これらすべてが感謝をもって認められるべきである。米国聖公会とコミュニオンの諸教会との関係 (の維持・再構築) は、引き続き取り組みられ、励まされるべき現実である。

(2) しかしながら、総会が決議したことを現実的に検討してみると、それは他の諸管区の営みとの間の壊れた架け橋を修復するものではないと見られる。既に非常に深刻な懸念が表明されている。伴侶を持つゲイの聖職を主教に選出すること、および公祷における同性間パートナーシップの承認を一時的に停止するように繰り返し要請がなされてきたが、少数派の相当数の主教がコミュニオンの総意の内に留まる意向をはっきりと示したとはいえ、広範な支持は得られなかった。諸決議は本質的には「記述的」なものであるという声明は助けにはなるが、しかし懸念を和らげはしないだろう。

(3) 繰り返し表明されるべきであり、またさらによく考えられるべきである点が二つある。それらを明確にすることはカンタベリー大主教の責任であるように思う。前回の米国聖公会総会の後に私が書いたこと、ランベス会議やACCで述べたことの一部ともある程度重なるが、しかし、なおここで論じることが妥当であろう。

2.

(4) ひとつ目の点は、同性婚と関連した一時的停止措置に反対して用いられる議論に関わる。LGBT(男性同性愛者、女性同性愛者、両性愛者、トランスジェンダー)の人々に対する態度の根本的な人権の次元と、彼ら・彼女らを果敢に支えてきたキリスト教の組織に対して持たれる正当な期待を裏切るのとは不可能であるということが、論拠とされる。

(5) それに対しては、コミュニオンの営みの最高レベルにおいて繰り返し出されてきた声明に基づき、あくまでも明らかにしておかなければならないのは、聖公会員は決して、LGBTの人々に対する偏見を強めたり、人としての尊厳や市民としての自由やキリストの体の中で場所を持つことを疑問に付したりすることはできない、ということである。この点においてコミュニオン総体としては矛盾があったのであり、それを悔い改めと共に認める必要がある。

(6) しかし議論されるべきことは、単に市民としての自由や人間としての尊厳の問題ではなく、あるいは個々のクリスチャンがこのことを判断する自由に対する牧会的な配慮の問題でさえもない。教会が同性間の結婚を公的な祝福によって認める自由を持つのかどうかが問題となっているのである。その結婚は、少なくとも、キリスト教の結婚と類比的なものであると見られるのである。

(7) 過去二千年間にわたって教会が聖書を一貫して読んできた仕方に照らして考えると、この問いに対して肯定的に答えるためには、非常に綿密な聖書釈義とそのコミュニオンにおける広範な受容、そしてエキュメニカル・パートナーである諸教会の教えの適切な考慮に基づかなければならないことは明らかである。大きな変化は、必然的に、強い意見の一致と確かな神学的な基礎を必要とするのである。

(8) コミュニオンは、そのような状態にはない。それゆえ、同性間の結婚を祝福することは、公会の権威を持つことはできず、コミュニオン総体の権威を持つことさえもできないのである。そうであるとしたら、そのような婚姻において生きている人は、婚姻外で性的関係を生きている異性愛の人と同じケースということになる。そのような人々は人として尊重されて牧会的配慮を与えられなければならないとしても、彼ら・彼女らが選んだライフスタイルは教会の教えが認めるものではなく、従って彼ら・彼女らが、叙任された奉仕職、とくに主教職で必要とされる代表者としての役割を果たすことができるとは考えにくいのである。

(9) 言葉を換えて言えば、問われているのは、人権あるいは人間の尊厳に関する単純な問題ではないのである。あるライフスタイルを選択するということは、ある帰結を伴うということである。公会として、あるいはコミュニオン全体としてでも、同性間の婚姻が祝福されないかぎりには、そのような婚姻を生きている人は、その公的な教えが彼ら・彼女らのライフスタイルと食い違っている教会において、深刻な不条理をおかさずに代表的役割を果たすことはできない。(同性間の婚姻に関して慣行が変更された教区に属する者が国際的なエキュメニカルな会合などにおいてコミュニオンの声や見方を代表することも問題である。)

(10) これは、社会一般が普通のこと、許容できること、あるいは合法と決めることによって、決められてしまうようなことではない。社会が全般にLGBTの人々に対して不寛容である時、彼ら・彼女らに対する偏見や暴力は罪であり、恥ずべきことである。しばしばそうであったように、もし法や社会一般の偏狭な考えの容赦のなさに教会が同調し、社会の常識によって自らを正当化するならば、それは誤りである。しかし、同様に、もし社会がその態度を変えたとしても、その変化それ自体は教会がその規律を変える理由にはならないのである。

3.

(11) 二つ目の論点は、いかに地方教会（各教区）は慎重を要する意見の分かれる問題について考えを定めるのかという、より一般的な問題である。性をめぐっての議論は、吟味を受けていない偏見がいまだに多く見られ、信仰が誤っていると偏狭であるとかとすぐに非難が投げつけられるような、苦々しく不快な雰囲気の中にあるのであって、それにすっかり囚われてしまわないためには、事柄のこの側面について想起することは非常に重要である。

(12) 地方教会が、新たな事実や新しい圧力や新しい文脈に照らしてその慣行や規律を変更する可能性があるような課題、新しい問いに応じようとするときには、これまで心がけられてきたように、その判断において、何らかの仕方で、より広範な教会の判断を組み入れることが必要である。そのことなしには、世界のクリスチャンの兄弟姉妹にとって違和感のある変更を先んじて押し進めることによって、他の地方教会から認められなくなる危険を冒すことになる。

(13) これは現代的な官僚主義的絶対主義などではなく、ごく初期の頃からの教会の確信である。「全ての教会のものであるコミュニオンに影響を与えることは、全ての教会によって決められるべきである」という教理は、尊ばれるべき原則である。事柄によっては、ある新しい展開が、高いレベルでの世界的な合意が求められるほどに重要でないとして了解されることもある。コミュニオンの教理委員会の言葉で言うと、「強度、実質、範囲」において抜本的重要性を持たないと理解されることもある。しかし、ひとつの地方教会が望むだけで、そのように理解されるようになることはありえない。それは、時間をかけるのが必要なことであり、またそれは、共に決めることがどのひとつの地方共同体が決めることよりも新約聖書の考え方において聖霊と一致すると信じる意思が必要なことである。

(14) 言うまでもなく、キリスト教の歴史においては、より広範な教会の判断に依ることは、しばしば誤りを免れなかった。17世紀の中国における宣教の歴史が示すように。しかし、だからと言って、逆の危険を無視したり過小に見て、地域的な圧力や変化に応じ、地方教会が孤立し、その文化的環境の中に囚われてしまうことになってはならない。

(15) このことについての普遍的で分かりやすいルールがあったためしはないし、私たちのコミュニオンのために教理的決定を行う単一の危険のない機関を求めている者などいはいない。コミュニケーションが格段に向上した時代にあつて、私たちは、協議に利用できる手段は最大限に用いつつ、ある地方教会における展開が、その教会を孤立させることにならないか、他の教会から認められ難いものにしないかを確認する方法を、意思決定の過程に組み込むようにしなければならない。これもまたエキュメニカルな次元を持つ。ある地方教会で意見の分かれる変化が起これば、その（地方教会の属する）世界組織と協働と対話の関係にある他の諸教会が、誰がその世界組織を代表して発言するのかを知りたいと思つて当然である。エキュメニカルな議論の結果は、それ自体、私たち自身の困難を解決するための神学的な見方を形成する重要な要素である。

(16) 近年、コミュニオンの中の教会で、聖奠の執行に関する変更の根拠として牧会上の地域的な必要が挙げられ、そのような変更を擁護し、推進するために神学的な論拠が地域的に構築され

ることが起きている。よく知られているひとつの例は、信徒による聖餐の執行である。もうひとつの例は、(その教会の) 公の方針として未受洗者の陪餐を正規に承認することである。これらいずれの慣行も、聖公会の教区あるいは管区レベルのどんな権威からも公的で明確な許可を未だ与えられていない。しかし、これらの革新的な慣行は、幾つかの地域では、高く支持されている。

(17) 明らかに、そのようなことについては、聖書と伝統と理性に基づいて共有され、合意された基盤の上で、相当な議論が持たれるべきである。しかし、聖餐の執行におけるこれらのような革新を受け入れることは、聖公会の伝統的な教えと規律の双方における明白な変更を示すものであって、その新しい慣行が果たして従来のものと連続性を持つのかという問いはもっともなものである。それ故、やはり「(他教会が) 承認できるかどうか」という問題にぶつかるのである。

(18) 性に関わるケースであれ、聖餐の慣行に関するケースであれ、問うことなしに地域的、牧会的な要素の優先を受け入れるならば、私たちのほとんどのエキュメニカルな活動の輪郭と内容がそれによって意味をなしているところのものである、聖公会の諸教会の間における世界的な合意の可能性を放棄することになるだろう。また、アングリカン・コミュニオンを、神学的な一貫性を持つ「クリスチャン共同体の共同体」というよりは、文化的歴史を共通に持つ地方組織の緩やかな連盟体として考え直すことになるだろう。

4.

(19) コミュニオンのメンバーであることは、聖公会員としての私たちのアイデンティティの重要な部分である。しかしながら、このことは、もっと連邦主義的、多元主義的な仕方において、よく表されると考える人たちがいる。多様性が高く、中央集権と権威主義が最も憂うべきこととされるような、現代の、もしくはポストモダンなグローバルなクリスチャンの共同体にとって、これが唯一の適切な在り方であると、考えているのである。この行き方は、馬鹿げているわけではなく、一貫性がないわけでもない。しかし、それは決して、過去半世紀間、コミュニオンのコミュニケーションとガバナンスのための新しい組織や機関と共に、またエキュメニカルな協働における新しい取り組みと共に、私たちのコミュニオンの自己理解を形成してきた考え方ではない。

(20) 聖公会誓約に関する近年の諸提案は、単なる連盟体として形成されることに抗してきた聖公会の歴史を正当に反映しようとする重大な試みなのである。相互に認めあうこと、互いの意見を聞くこと、意思決定の過程を共有することの必要を形にするような仕組みが探求されているのである。決して中央集権化が問題になっているのではなく、相互責任が問題になっているのである。判断の共有を自由に選んで約束する可能性が考えられている。(そして各管区の誠実さが相互に尊ばれることにも注意が向けられている。現在、管区を越境した牧会的介入を一時停止するようにと呼びかけられているのは、そのことを問題にしたものである。) それらは、地域的に過ぎなくはない形で決めて行動するように私たちを励まし、既に詳しく述べたような危険や混乱を扱う提案として私たちの手に残りそうな、唯一のものである。

(21) 聖公会誓約の諸提案は意図において「排他的」であると批判されてきた。しかし、目的としているのは誰を閉め出すことでもない。むしろ、ランベス会議で昨年使われた言葉を用いるならば、存在している諸関係を強めることなのである。

(22) 私はそれが説得力をもつことを祈るのだが、この関係強化の方法を選ばない教会も出てくるかもしれない。今、あたかも意思決定が既に為されたかのように行動したり、話したりすることは間違っているし、聖公会誓約の最終的な文面の承認はまだ待たれているところである。この特定の方法による関係強化への願いで見通しを立てていないものや、コミュニオンの将来像が異なるものに対して、外の暗闇に投げ出される脅威が突きつけられているということではない。存在している諸関係は、そんな簡単に壊されはしないだろう。しかし、すくなくとも、教会と関わって二重の実態が生じる可能性が中期的な見通しに存することは意味している。すなわち、教会がいかにあるべきか、いかにふるまうべきか、ということについての見方を幾つかの点で完全に共有しており、エキュメニカルな対話や宗教間の対話に参加することのできるような、「誓約」を交わした聖公会の世界的組織体ができるだろう。また、この組織体と関係しながらも、より公式的でない仕方で、あまり公式的な期待を持たずに、様々な相互的な協力関係、連帯関係を、互いの間で、また「誓約」している管区との間で持つ地方教会があるということになるだろう。

(23) これは「二輪」モデルと呼ばれてきた。あるいはファーストクラスとセカンドクラスの構造と陰口をたたかれてきた。しかし、私たちの前にある可能性は「二つの道」モデルというようなものであろう。それは聖公会が継承しているものを証する二つの方法である。そのひとつは、地方教会の自律性が他に優先する価値であると決定し、誓約体に加わることを誠意において辞退する道である。このモデルを選ぶ者は「誓約」体が参加するエキュメニカルな交流や過程で公的な役割を持たないであろう。これらの過程では、誰を代表して誰が話す権威を持つのかについて透明性が必要だからである。

(24) 理想と程遠いと私たちがどれだけ考えるにしても、そうなる可能性があるこれらの将来像についてはっきりしていること、分裂や除名を黙示録的な言葉で語るのではなく、それらが何なのかを、すなわち聖公会員であることの二つのスタイルについて、率直に語ることは助けになる。どのような相互関係になるのかについては、確かに考える必要があるだろう。だが、それは、コミュニオンで現在分かち合われているような宣教と奉仕における協力を排除はしないだろう。両者が競合して敵意を持つようになることが最悪の結果であることは言うまでもない。それは明確に拒絶されなければならない。理想は、両方の「道」において、これまで以上の一貫性と整合性をもって、神が教会として召していると自分たちが信じる在り方を追求できることである。聖公会が継承しているものについて異なる見方を持つ教会の間で維持できる、共通の関心事のために共有する最善のネットワークや機関を持つことを望み、そのために取り組むことは正しいことである。そして、もし、従来以上の構造上の距離が生まれる見通しが嫌なのであれば、そうならないようにするにはどうすればよいのか真剣に考えなければならない。

(25) 全ての管区が聖公会誓約への招きに好意的に応じてくれるようにと、私は強く願う。だが現在の文脈では、問題はより厳密に呈されるようになっている。すなわち、もしある管区がその

招きを拒絶したならば、(聖公会誓約がどの管区の法憲法規も内的統治形態も変えようと意図することはないと明示的に定められるとして)、その管区の構成分子がコミュニオンの他の教会と一定水準の相互性において振る舞いと望む徴として聖公会誓約を自由に採択することができるのか、ということである。この問いがはっきりと答えられるべきであるということは重要である。

5.

(26) このことの全ては、イエス・キリストの解放的な福音をよりよく宣べるため、神が私たちに求めておられるような教会になるということと関わる。現在の状況を、その成員の必ずしも全てが実際に望んでいるわけではない一致を見い出そうともがいている世界的なファミリーの中の不幸な一連の緊張関係に過ぎないと見ることは、大きな間違いである。そうではなく、これは、明快さと、刷新と、互いにより深い関係を築くための機会なのである。それはまた、聖霊の力において、私たちの主と、その父と、より深い関係を築くための機会なのである。異なるグループに異なる将来を認めることは、強く抱かれている神学的確信への相互的な尊重が伴わなければならない。これまで、聖公会の歴史において、私たちは、ひとつにまとめられた組織の中で、(目覚ましいことに)、事実上、多様な信念を包含してきた。私たちの一致を守ってきた現在の諸組織の重大なる再考が近い将来必要になるとしても、それで聖公会的な在り方が終わってしまうのではなく、それに特有な機会をもたらすかもしれないのである。もちろん問題は多い。新たな組織的な分化は、それら自体、望ましいとは誰も言わないであろう。しかし、ファミリーの各々が異なる必要と優先事項を認め、そして結局は教会自体について神学的に言いたいことの異なる強調点を持てば、それらが帰結を持つことは免れないのである。困難はあるが、私たちは、聖公会の名と聖公会が継承するものを重んじる全ての者にとっての宣教と霊的成長の新しい時代の幕開けであるかもしれないと希望を持つべきである。

(私訳：パウロ眞野玄範)

◇ 原文：<http://www.archbishopofcanterbury.org/2502>

◇ 2009年米国聖公会総会決議 Do25 と Co56

“[S]ame-sex couples living in lifelong committed relationships ... have responded to God’s call and have exercised various ministries in and on behalf of God’s One, Holy, Catholic and Apostolic Church. ... God has called and may call such individuals to any ordained ministry in the Episcopal Church” (Do25).

※ 全文 http://gc2009.org/ViewLegislation/view_leg_detail.aspx?id=986&type=Final

“[T]he Standing Commission on Liturgy and Music ... [shall] collect and develop theological and liturgical resources”; and, in the meantime, “bishops, particularly those in dioceses within civil jurisdictions where same-gender marriage, civil unions, or domestic partnerships are legal, may provide generous pastoral response to meet the needs of members of this Church” (Co56).

※ 全文 http://gc2009.org/ViewLegislation/view_leg_detail.aspx?id=898&type=Final